

施策の基本的な方向と取組

第3章

第3章

施策の基本的な方向と取組

重点目標 1 家庭・地域における男女共同参画の推進

〈現状と課題〉

多様な家族形態に対応した家族を支える仕組みと地域の支え合いの向上

核家族化、高齢化の進展に伴い、単身世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯の増加など、家族形態が多様化しています。

すべての人にとって、年代や働き方の違いにかかわらず、それぞれの生涯の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発等を様々に組み合わせ、バランスのとれた多様な生き方を選択し、実現できることが必要です。しかし、男性の就労時間は長く、家庭や地域活動に関わる時間をもてない状況となっています。男性の働き方を見直し、男性が家庭や地域活動への参加のための時間が確保できることが、家庭においては、子育てや介護などを家族が助け合って支え合う力となり、絆を深めることにつながります。

また、家族形態が多様化するなかで、孤立しがちな子育てや介護などに対して、家族を支える仕組みづくり、地域での見守り、居場所づくりなどが求められているところです。単身世帯やひとり親世帯、高齢者世帯を中心に、生活上の様々な困難を抱える世帯の増加も懸念されることから、その防止や男女共同参画の視点でその支援に取り組むなど、セーフティネットを築く必要があります。

地域社会への男女共同参画の視点の浸透

自治会活動や地域活動においては、女性が組織の方針決定の場に参画している比率がまだまだ低い現状があります。

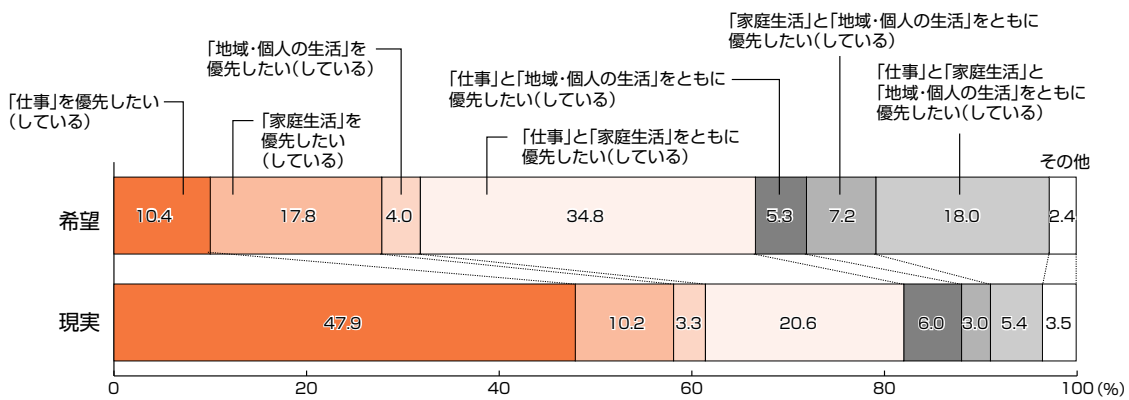
また、家族形態の変化等により、地域社会のつながりの希薄化が進んでおり、こうしたなかで、防災、防犯、地域おこし・まちづくり、観光、環境などの地域活動の活性化や地域での多様な支え合いが求められています。

暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、幅広い層の男女が、職業生活と家庭生活との両立を図るなかで、地域社会にも積極的に参画することができる環境づくりが必要になっています。

あらゆる分野の地域活動において、男女共同参画の視点を取り入れることで、幅広い年代層の参加が進み世代間の交流を図るなかで、多様な主体の強みを活かし、新たな視点を導入することができ、より多くの人材の活用と地域の課題解決、地域力の再生が可能となります。

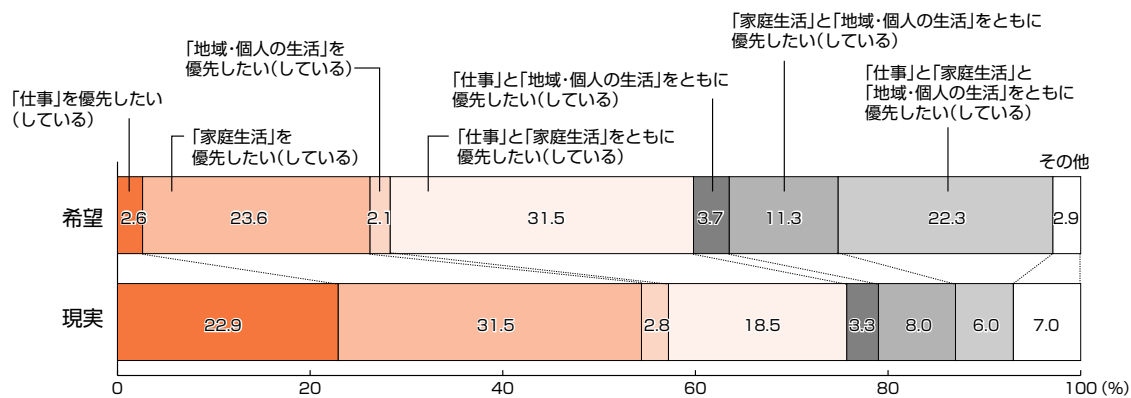
〈データにみる滋賀の姿〉

図1 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（男性）



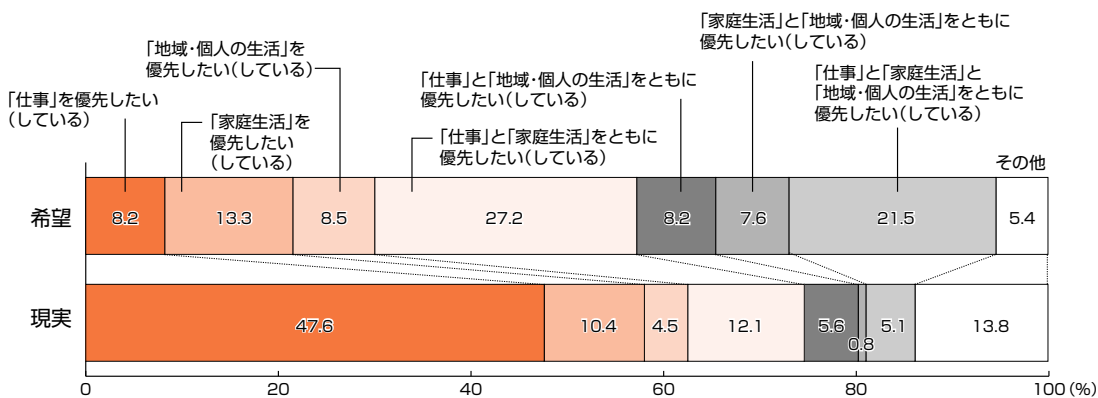
資料:「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成21年 滋賀県)

図2 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（女性）



資料:「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成21年 滋賀県)

図3 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（未婚男女）



資料:「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成21年 滋賀県)

図4 男性はもっと家庭生活における活動、地域社会の活動に参画する必要があるという考え方

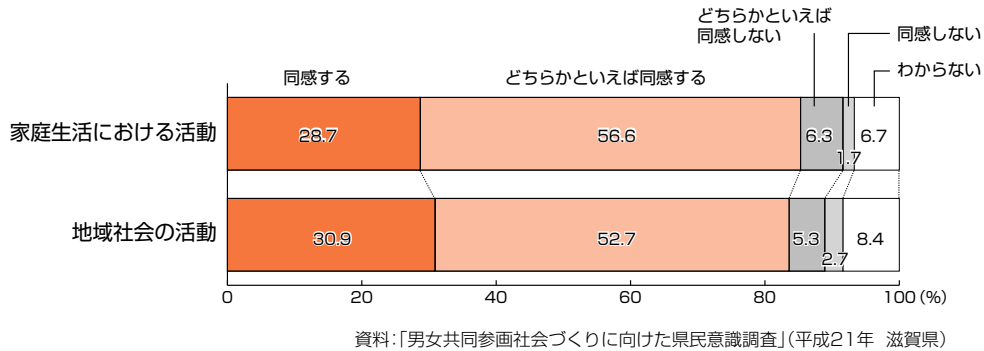


図5 夫婦の生活時間(滋賀県/1日24時間に占める時間数)

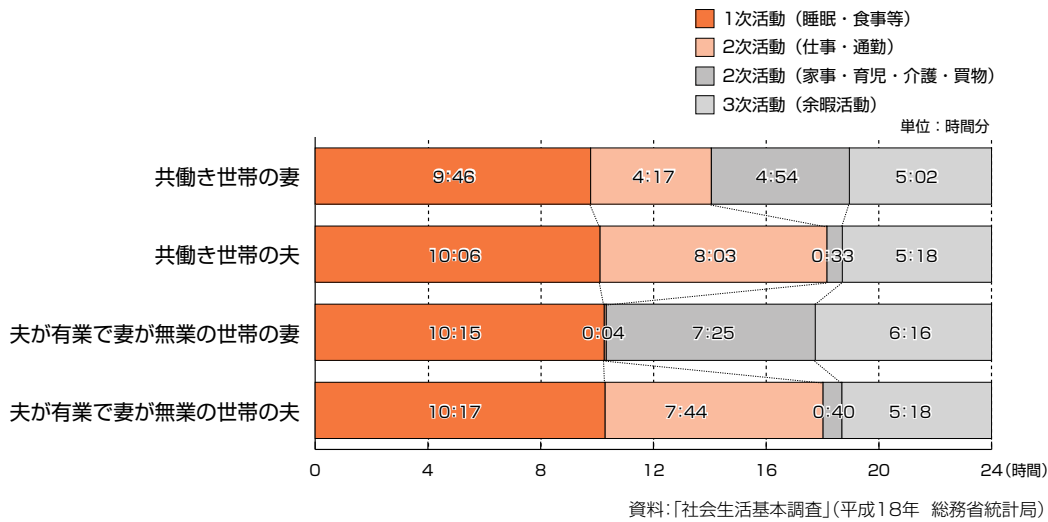


図6 世帯人員別一般世帯数(滋賀県)

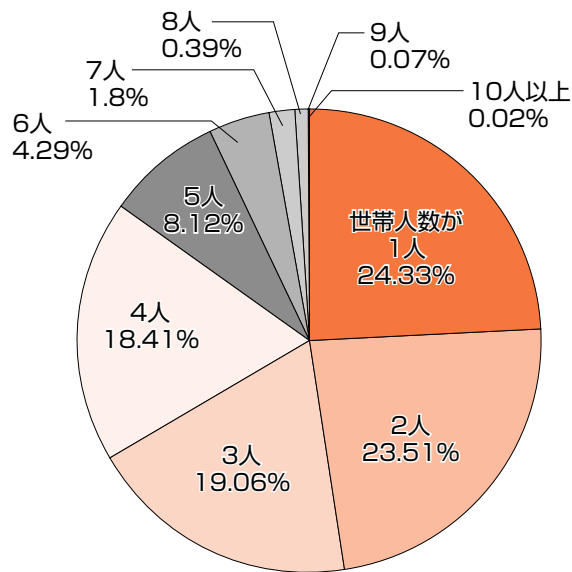
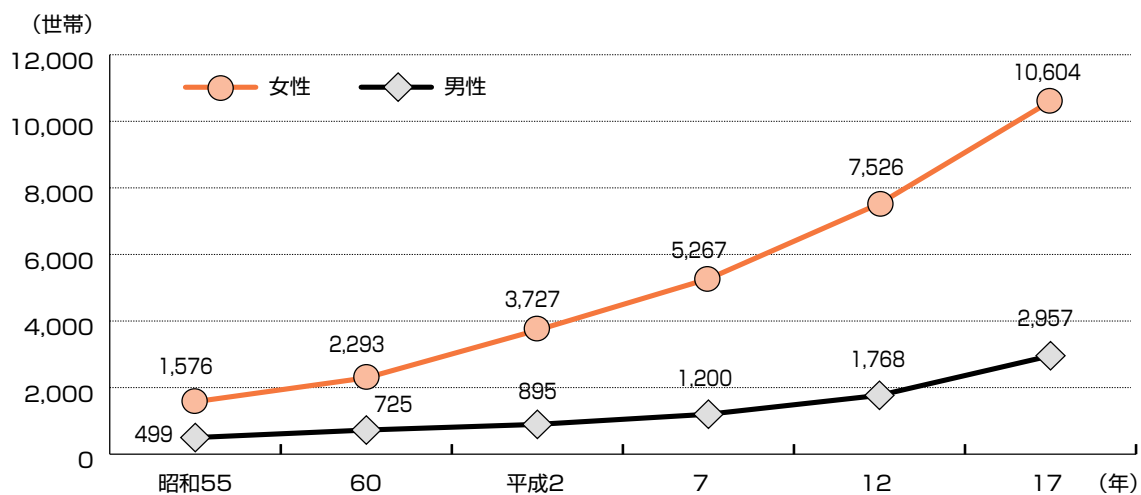


図7 75歳以上男女の単身世帯数の推移（滋賀県）



資料：「国勢調査」(平成17年 総務省統計局)

目指す姿

男女が、家庭・地域の一員としての責任と役割を果たしながら、それぞれの選択により、バランスのとれた生活が展開できるとともに、男女共同参画の視点に立った地域づくりにより、地域が活性化し住民が互いに支え合うことのできる社会

施策の方向と取組

(1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることが、個人にとっても、事業者にとっても、社会全体にとっても重要であることの認識が根付くよう、広報をはじめとした意識啓発や様々な関心を高める事業に取り組みます。〈総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部・教育委員会・関係部局〉
- ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、県民一人ひとりの理解や合意形成を促進するため、県民や団体、事業者、行政が一体となって、協働で社会的気運を高めていきます。〈総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部・教育委員会・関係部局〉
- ③ 身近な家庭生活の中から男女共同参画が実践されるよう、家庭教育や生涯学習などの担い手となる人材を育成します。また、男女共同参画の視点から、家庭教育をはじめとする生涯学習を進めます。〈総合政策部・教育委員会〉
- ④ 地域、事業者等と連携を図り、男性の家庭生活・地域社会への参画を支援します。〈総合政策部・健康福祉部・関係部局〉

(2) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透

- ① 県民や事業者が男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域社会、職場における男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いて戦略的に啓発・広報を進めます。〈総合政策部・全庁〉
- ② 社会的性別（ジェンダー）の視点に立って、地域の慣行に差別的取扱いがないか見直しが進み、地域活動に男女が共に参画していけるよう、地域活動における男女共同参画の視点の定着をめざし、様々な機会をとらえた啓発・広報を進めます。〈総合政策部・関係部局〉
- ③ 地域や職場で、主体的に男女共同参画を推進する団体やリーダーの育成を行います。〈総合政策部・関係部局〉
- ④ 地域における防災（災害復興を含む。）、防犯、地域おこし・まちづくり、観光、環境等の様々な分野の活動に男女が共に参画し、地域の課題を実践的に解決できるよう男女共同参画推進の取組の核となる女性リーダーの発掘および育成を行います。〈総合政策部・関係部局〉

(3) 子育て支援の充実

- ① 男女が共に子育てにかかわり、子育ての喜びや悩み、責任をわかちあっているよう県民の意識を育むとともに、社会全体で子育てを支援する気運を高めていきます。
＜総合政策部・健康福祉部・関係部局＞
- ② 就労形態の多様化に対応して、低年齢児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育の充実を推進します。
＜健康福祉部＞
- ③ 子育てに関する孤独感や不安の解消を図るため、地域における子育て支援拠点の設置を促進するとともに、妊娠期を含めて、子育て支援情報の提供や、育児不安などへの相談等を行います。
保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時預かる一時預かり事業の実施を促進します。
＜健康福祉部＞
- ④ 放課後児童クラブ^{*7}の設置、小学校の余裕教室や公民館等を利用した「放課後子ども教室」に対する支援など、児童の放課後等の安全・安心な活動拠点を設け、体験活動等を通して健全育成に向けた取組を推進します。
＜健康福祉部・教育委員会＞
- ⑤ 生まれる前から青年期まで、子ども・若者の成長に応じて、発達障害^{*8}や不登校など様々な問題に対応するため、一貫した支援や相談体制、情報提供の充実を図ります。
＜健康福祉部・教育委員会＞
- ⑥ NPO や住民等が連携し、見守りや仲間づくりなど、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組を進めるなど、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。
＜健康福祉部＞
- ⑦ ひとり親家庭に対する相談や生活の安定と向上、自立を図るための就業支援を推進します。
＜健康福祉部＞
- ⑧ 子育て支援や多世代交流などに取り組む団体等の活動やネットワークづくりの支援を進めます。
＜総合政策部・健康福祉部・関係部局＞
- ⑨ 子育てを応援するサービスの実施や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く企業や店舗に働きかけます。また、その趣旨に賛同した企業等を応援団として登録し、その取組を県民に広く紹介します。
＜健康福祉部＞
- ⑩ 未来を担う子どもたちを育てる大切な営みを社会全体で支え合うため、事業者に対し、家庭教育の向上に向けた取組や学校や地域での体験活動への技術力・専門性を生かした協力・支援の働きかけを行います。
＜教育委員会＞

(4) 高齢者、障害者、外国人住民等への支援の充実

- ① 高齢者や障害者、外国人住民等が共に社会を支える重要な一員として、地域で安心して自立した生活ができるよう、相談体制の充実や情報提供などの支援を行います。
＜健康福祉部・商工観光労働部・関係部局＞

- ② 高齢者や障害者の生きがいづくりやボランティア活動への参画支援等により、高齢者や障害者の地域社会活動・地域文化活動等への参加を働きかけます。
 <健康福祉部>
- ③ 高齢者や障害者等が快適な社会生活をおくれるよう、移動交通環境、公益的施設等の社会基盤の整備を推進します。
 <健康福祉部・土木交通部・関係部局>
- ④ 介護に対する意識を高めるとともに、介護についての正しい知識や技術の普及のほか、相談体制の充実を図ります。
 <健康福祉部>
- ⑤ 要介護高齢者ができるだけ住み慣れた地域での生活を続けられるよう、それを支えるサービス基盤の整備を進めます。
 <健康福祉部>
- ⑥ 外国人住民が日本人住民とともに地域活動に参画できるよう、文化的背景や考え方などについて、相互理解が進むよう支援を行います。
 <商工観光労働部>

(5) 生活困難を抱える家庭への支援

- ① 地域で安心して生活ができるよう、地域活動団体との連携を図りながら、生活困難を抱える家庭への見守りや居場所づくり、子育て・介護の孤立防止などの活動やボランティア育成に対する支援を行います。
 <総合政策部・健康福祉部・教育委員会・関係部局>
- ② 生活困難を抱える男女が適性や能力に応じて、自立した生活に向けて動き出すことができるよう、関係機関が連携し、情報提供や相談体制の充実を図ります。
 <総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部・関係部局>
- ③ 生活困難を抱える家庭の経済的な状況が子どもの将来に影響を及ぼさないように、経済的支援と併せ、進路指導や職業体験、キャリア教育^{*9}などを推進します。
 <教育委員会>

※7 放課後児童クラブ

保護者が、仕事等で昼間家庭にいない小学校低学年児童（概ね10歳未満）に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全に育成するため組織されたクラブです。「学童保育」と呼ばれることもあります。

※8 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

※9 キャリア教育

子どもが生きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育